

ID: 149

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市総合福祉センター条例 第19条第2項において読み替える場合の第16条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第110号		
【根拠条文】 (利用料金等の還付) 第16条 指定管理者は、既に納入された利用料金及び冷暖房料並びに浴室利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、指定管理者がこれを認めたとき。 (3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び名寄市総合福祉センター条例施行規則第6条の規定による。 (利用料金等の還付) 第6条 条例第16条ただし書の規定による利用料金及び冷暖房料の還付については、次のとおりとする。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったときは、利用料金の全額を還付する。 (2) 利用期日の10日前までに利用許可の申請の取消し又は変更の申出があった場合は、利用料金の全額を還付する。 2 附属設備利用料金の還付については、利用期日の前日までに利用許可の申請の取消し又は変更の申出があった場合は、その全額を還付する。 3 利用者が施設を利用しなくなったとき場合は、既に納入された冷暖房料の全額を還付する。 4 第1項から前項までの規定により還付を受けようとする者は、名寄市総合福祉センター利用料金等還付申請書（別記様式第5号）を、指定管理者に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日